

平成 29 年度第 6 回古賀市補助金審査委員会 会議録（要点筆記）

【会議の名称】 第 6 回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】 平成 29 年 11 月 17 日（金） 14 時 00 分～18 時 00 分
市役所第 1 庁舎第 2 委員会室

【主な議題】

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 審査結果とりまとめ
4. 会議の公開について
5. 審査
 - (1)介護支援課
 - ・シルバー人材センター補助
 - ・老人クラブ連合会補助
 - (2)福祉課
 - ・社会福祉協議会補助
 - ・遺族会補助
 - ・身体障害者協会補助
 - ・障がい児・者親の会補助
 - ・福祉タクシー利用補助
 - (3)学校教育課
 - ・学校人権教育研究協議会補助
 - ・部活動大会参加補助
 - ・学校給食費補助
 - (4)総務課
 - ・行政相談委員活動補助
6. その他
7. 閉会

【出席委員等の氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章副委員長、小河武文委員、山崎あづさ委員
事務局：（財政課）内裕治財政係長、田中智実業務主査、大川宗春主任主事
関係課：（介護支援課）森下早苗課長、梅谷佐和子参事補佐、岩熊和洋業務主査（福祉課）渋谷倫男課長、川上幹夫参事補佐、割石明日香障害者福祉係長（学校教育課）木部里美課長、宮野原和己参事補佐、波多江由美学事係長（総務課）柴田武巳課長、割石直人総務係長

【庶務担当部署名】

総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名 称
1-3	個別補助金審査票
2-3	個別補助金調書及び関係書類（11月17日審査分）

【会議の内容】

○会議の公開について

古賀市情報公開条例第23条第4号に基づき公開とする。

ただし、審査結果に係る議題については、事務の性質上、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断し、非公開とする。

○審査

平成29年度審査対象補助事業31件の内、11件の審査を行う。

①補助事業名称：シルバー人材センター補助

開始年度：昭和63年度

経過年数：29年

交付対象：社団法人古賀市シルバー人材センター

<質疑応答>

（委員）国の設定とは、事業の内容や金額について、どの程度設定されているのか。

→（介護支援課）シルバー人材センターは、国、県の組織があり、大きな枠としての事業内容と予算の上限が決められている。個々の事業内容は、地域の実情に合った内容を実施することとなっている。古賀市では、派遣事業を増やし、就労を拡大する地域就業機会創出・拡大事業や農業関係の高齢化のサポートや空き家対策などの高齢者活用・現役世代雇用サポート事業が行われている。

→（委員）補助額は古賀市独自で決めるものではないと考えてよいのか。

→（介護支援課）予算の上限に収まるよう配慮しながら、事業内容を協議している。

（委員）会員数の推移はどうなっているのか。

→（介護支援課）25年が362人、26年が330人となっており、高齢化を原因とした減少が続いている。

（委員）補助対象事業の主な支出は何か。

→（介護支援課）主な支出は、人件費である。その他、保険料や広告費、燃料費、消耗品費、光熱水費である。

（委員）設置目的に合った活動の効果や成果を表す数値目標はあるか。また、その検証は行っているか。

→（介護支援課）新規に入会する会員数、派遣人数や件数などが数値目標となる。また、就労することによる生きがいがづくりが介護予防につながっていることも成果と考える。

<委員のコメント>

(委員) 会員数の減少に対する原因分析の認識が甘い。簡易な就労や生きがいづくりであれば、シルバー人材センターに所属しなくても、NPOやボランティアなどでもできるようになってきており、シルバー人材センターに入る意義や価値を表す成果が求められる。シルバー人材センターでないとできない事業を意識すべき。

(委員) 国の補助があるとはいえ、会員が減少する中にありながら、同額程度で推移しており、事業の精査が必要ではないか。報告資料について、対象事業と経費が分かるようにすべき。

(委員) 個別補助金として支出されている以上、団体の報告書とは別に、どういった事業にどう使われたかを明確にすべき。

(委員) 表面的には、300人程度の会員だけのために1,000万円以上が補助金として支出されているように見えてしまう。事業の内容や金額は示されているものの、会員の活動の市民への関わり、就労することによる生きがいづくりなど、資料から読み取ることができない。就労した人や関係した企業、利用者の声を集めるなどの報告の仕方の工夫が必要。シルバー人材センターの役割を明確化し、他の人材派遣企業や高齢者サポート団体との住み分けや連携なども検討すべき。

②補助事業名称：老人クラブ連合会補助

開始年度：不明

経過年数：不明

交付対象：古賀市老人クラブ連合会

<質疑応答>

(委員) 役員手当がどういう意義で支出されているのか把握しているか。

→ (介護支援課) 役員手当は、補助金から支払っていないが、連合会が行う様々な事業の企画・運営を中核となって実施することや市との連絡等に対して支払っているものと考えている。

(委員) 単位クラブ活動への基準はあるのか。また、単位クラブごとにどのような活動を行っているか把握しているか。

→ (介護支援課) 県の基準に合わせ、クラブ単位や会員数に応じた金額を支払っている。単位クラブでは、親睦だけでなく、見守りなどのボランティア活動を行っている。連合会では、健康づくりの推進や駅の清掃活動、タオル収集なども部会単位で行っている。

→ (委員) 県に準じるとはどういうことか。

→ (介護支援課) 古賀市が団体に支払う補助金に対し、その一部について県から古賀市が補助を受けていることから、県に合わせているということである。

(委員) 会員一人当たりの会費はいくらなのか。

→ (介護支援課) 単位ごとに異なる。活動に合わせて1,500円程度取っているクラブもあ

る。

(委員) 会員数は古賀市民のうち老人クラブに入会している人数と考えてよいか。

→ (介護支援課) お見込みのとおり。

(委員) 単位クラブ数に増減はあるか。

→ (介護支援課) 現在 27 単位だが、役員のなり手がなく、クラブを解体する地域も出ている状況。

(委員) 単位クラブの収支は確認しているか。

→ (介護支援課) 単位クラブごとに総会資料を確認しながら、指導を行っている。

(委員) 繰越金をどう認識しているか。

→ (介護支援課) 2 年前に老人クラブ連合会が主催する文化祭事業が中止となったことによるもの。今後、会員以外の参加を働きかける事業を充実させる予定。

(委員) 開始時期が不明、交付の目的、対象経費などの規定がない補助事業となっている現状に対し、どう認識しているか。

→ (介護支援課) 老人クラブがシニアクラブに変更されたこともあり、現状は大きく変わってきている。要綱についてもより明確なものになるよう、抜本的に見直しを図りたい。

<委員からのコメント>

(委員) 会員数を見ると、入会率には余地があるのではないかと。高齢者が参加する機会を設けることの必要性はあるものの、老人クラブの他にシルバー人材センターなどの組織もあり、事業内容が似通ったものになるおそれがある。老人クラブが何のためにあるかを再考し、老人クラブでないとできない事業を検討すべき。この補助金だけではないが、高齢者の生きがいづくりにかける費用が大きくなり過ぎているような懸念があり、事業を精査すべき。

(委員) 県補助により市の財源は抑えられているものの、役員のなり手が少ないなどの課題があることから、補助金以外にも単位クラブの活動を活性化させる手段を検討すべき。

(委員) 事業を継続するためには、事業の枠組みを精査し、要綱を改めるべき。

(委員) 事業の必要性は理解できるので、目的や対象経費などを明確化した要綱を策定すべき。類似した事業内容のものを整理し、老人クラブならではのものにしていくとよいのではないかと。

③補助事業名称：社会福祉協議会補助

開始年度：不明

経過年数：不明

交付対象：社会福祉法人古賀市社会福祉協議会

<質疑応答>

(委員) 基金について、担当課としてどう認識しているのか。補助金の補助対象経費をどのように捉えているのか。

→ (福祉課) 基金については、7,000万円程度あると把握している。団体として、地域福祉事業に係る経費のうち、市の補助金では不足する分を充当しているものと考えている。補助金がどの経費に充てられたか分かるよう資料を提出させている。

(委員) 事業の成果や効果を測る指標はあるか。その効果はどういったものか。

→ (福祉課) 具体的な数値目標は持っていないが、地域福祉は人と人とのつながりであることから、福祉会活動やサロン活動の実施回数から一定の効果があつたと考えている。

<委員からのコメント>

(委員) 金額が多額であることから、補助の目的や対象事業、経費を明示するなど要綱を整備すべき。基金については、事業の赤字補填ということで一定の理解はできるが、経費を抑えるための努力がなされているかにも留意すべき。指標を設け、成果・効果を測ることを意識づけることが必要。他団体への助成金が迂回補助ととられることがないよう、目的や内容を確認すること。地域福祉事業は社会福祉協議会ならではのものであるとは思いますが、事業の中身をきちんと精査すべき。

(委員) 事業的に問題があるとは思わないが、毎年同額が続いていることは疑問。要綱で対象事業、経費を定め、毎年事業を査定する必要がある。

(委員) 支出内容は、ほぼ人件費であるにも関わらず、人数が記載されておらず、事業を実施するために本当に必要な人数かどうか分からない。規模が大きく、何に補助金が使われたのか、この資料だけでは伝わらない。具体的に、どのような事業をするために、何人が必要なのかを見極める必要がある。

(委員) 金額も大きいので、成果・効果をしっかりと測ってほしい。実施した回数や人数だけでなく、参加した人の満足度の把握など、実施した結果、どのような効果があつたのかを示すことが必要。

(委員) 補助の適正性をみるためには、社会福祉協議会全体の人員体制や組織体制などを確認し、報告書に人数を明示するなどの工夫も必要だと思う。

④補助事業名称：遺族会補助

開始年度：不明

経過年数：不明

交付対象：古賀市遺族会

<質疑応答>

(委員) 支出の内訳に、選挙応援費や神事などの政治や宗教に関わる記載があるが、市としての認識は。

→ (福祉課) 確かに支出はされているが、補助金は充当されていないため、問題ない。団体とは使途の協議の際、指導を行っている。

- (委員) 補助金は充当されていないものの、団体の活動資金の4分の1程度は市の補助金である。市の補助団体が、特定の候補者を応援することについて、クレームは来っていないか。
- (福祉課) 今のところクレームは受けていない。ただし、遺族の中でも政治・宗教的なスタンスの違いにより、入会していない方もいるのではないかと認識している。
- (委員) 結果として、特定の候補者を応援する団体に補助することになるが問題ないのか。
- (福祉課) 今のところ、古賀市遺族会と思想・信条を異にする類似団体は存在しないので問題ないと思う。
- (委員) 公募型補助金事業では、政治活動、宗教活動、選挙活動には制限を設けているが、補助金全体での制限はないのか。
- (財政課) 補助金全体での制限は設けていないが、公募型補助金の際は、団体の設立目的や主たる目的によって取り扱うよう議論を進めたものと認識している。同様に遺族会が選挙活動を行う団体であるとの認識はなく、その比重も大きくないので問題ないのではないか。
- (委員) 慰霊塔の所有者について、把握しているのか。
- (福祉課) 市の所有ではない。土地は古賀神社、慰霊塔は遺族会の所有である。
- (委員) 実績報告によると慰霊塔の整備が多くを占めているが、これまでは、どのような経費に充てられていたのか。整備が必要なくなれば、補助額が下がると考えてよいのか。
- (福祉課) 平成28年度は整備に大きく費やしたことはなかったが、毎年、団体と協議しながら、事業や補助金の使途を検討している。

<委員からのコメント>

(委員) 交付規程が雑なため、事業の目的や内容がよく分からないものになってしまっている。戦没者遺族の団体であるため、状況が変わってくる可能性があるため、その変化に合わせて内容を整理すべき。社会福祉関係団体ではなく、一つ一つ内容を精査し、要綱を整備する必要がある。

(委員) 単純に考えると、工事費がなくなれば、補助金額は下がるはずである。遺族会が、今後どのように続いていくかは分からないが、遺族会と協議しながら、補助の内容、対象経費を検討していくべき。

(委員) 選挙活動や宗教活動について、主たる目的ではないので、問題ないとの話であったが、交付規程によると、使途を定めず団体に対して補助するものとなっている以上、補助金が充当されていないのでよいというのではない。公益性や効果が補助金の評価基準となっているからには、目的や対象事業、経費などを明確にすべき。遺族会の事業についても、公益的な活動に関する特定の事業のみに限定し、市民の理解が得られるような仕組みにしていく必要がある。

(委員) 27年度から28年度にかけて減額されているようだが、ほぼ定額が続いており、補助額の根拠を示すべき。市主催でも慰霊祭が行われていることなどから、補助の在り方が適切かも検討すべき。

⑤補助事業名称：身体障害者協会補助
開始年度：昭和40年度
経過年数：52年
交付対象：古賀市身体障害者福祉協会

<質疑応答>

(委員) この団体は、身体障害者の当事者の自助団体という認識でよいのか。

→(福祉課) お見込みのとおり。身体障害者本人が加入されている。

(委員) 身体障害者のうちどれくらいの人が加入されているのか。

→(福祉課) 会員135名のうち127名が身体障害者本人で、平成29年3月末時点の身体障害者手帳所持者1,999人の6.14%である。

(委員) 社会福祉協議会からの助成金が収入されているが、こういった目的で助成されているか把握しているか。

→(福祉課) 社会福祉協議会補助から支出されているものではない。募金活動などの収入から支出されているものと認識している。目的などの詳細については、把握していない。

(委員) 補助金額は同額が続いているが、その根拠は何か。

→(福祉課) そのものの根拠は不明だが、行事や研修会、障害者関係団体会費に充当している。前年度と同等程度になるよう協議している。

(委員) 会員数や参加者の推移はどうか。

→(福祉課) 会員数、参加者ともに僅かだが、増えているという状況である。

(委員) 知的障害や精神障害、発達障害など障害の種別や程度ごとの専門性はあるが、障害を絞った福祉施策が少なくなっている。この事業には会員以外の障害者が参加することは可能なのか。

→(福祉課) 全国規模の上部組織を持つ身体障害者だけを対象とした会である。知的障害者や精神障害者は、親の会のほうに保護者と一緒に加入している。身体障害者であれば、会員以外であっても県のスポーツ大会などの行事には参加することができる。

(委員) 会の目的に身体障害者の自立や生活の向上が挙げられているが、自立に向けた具体的な活動はどのようなものか。

→(福祉課) 身体障害者の相談員を兼ねる会員がおり、就労に向けた相談等に応じるなど、市の身体障害者センターとの連携も図られている。

<委員からのコメント>

(委員) 自助団体だということで、会員の福祉の向上につながるため、親睦や交流の事業

があることに問題があるわけではないが、そればかりになってしまっはいけない。任意団体ではあるものの、組織的な自立が必要になってくる中で、市が定額補助を続けるのでは、自立できる状況にならない。規定を見直すのと同時に、活動が公益に資するものなのか、活動を続けるためにどのくらいの経費が必要なのか、活動の成果をどう表すのかを検討すべき。

(委員) 定額を補助するのではなく、毎年の事業に対し、査定をすることで、対象経費を精査していくべき。

(委員) 親睦やスポーツも大事だが、特定の人だけに利益が偏ることがないように、会員外にも広く周知をするべき。事業を見直し、広がりのある活動を充実させなければ、補助金に対する理解を得られない。

(委員) 障害者の1割程度しか加入していない団体に、親睦のために毎年定額を渡しているように感じられる。今後は、会員を増やす努力や会員以外との交流、障害者ではない人との交流もできる場を設けることなども必要ではないか。交流や親睦を深めることは重要だが、より大事なのは、障害者の自立や生活の向上にあると思うので、そのための活動にシフトしていくべき。

⑥補助事業名称：障がい児・者親の会補助

開始年度：昭和54年度

経過年数：38年

交付対象：古賀市障がい児(者)親の会

<質疑応答>

(委員) 額の根拠はあるか。前年度繰越金が大きくなった要因は何か。

→(福祉課) 額の根拠は不明。繰越金については、目的を持った使途にしたいとのことから、若い会員外の補助者を対象とした講演会などを検討しているようだ。

(委員) 定期預金の目的は把握しているか。

→(福祉課) 新規に入所できる施設やグループホーム開所のための基金である。

→(委員) そのための具体的な動きはあるのか。

→(福祉課) 具体的には動きだしてはいないが、今ある入所施設の一つは、会員の手によって設立されたものである。同様の手法で設立に向けた積立を行っているところ。

(委員) 補助金よりも多くの積立金、繰越金があるなかで、本当に補助が必要なのか。

→(福祉課) 零細な補助ではあるが、多世代の保護者が交流できる場に対して補助を行っている。補助を廃止することになれば、市で直営することを検討しなければならない。

(委員) バスハイクに補助金の大部分が支出されているが、社会福祉の向上と言えるか。また、その意義は何か。

→(福祉課) バスハイクは親同士の出会うきっかけの場となる。それ以外でも交流の

場は設けられているが、なかなかうまくいかない。移動のバスのなかでの交流が心のやすらぎやエネルギーになるとの話もある。障害者対象のアンケートでは、友人が少ないことが余暇活動への妨げになることが挙げられた。

<委員からのコメント>

(委員) バスハイクの意義が回答されたが、いつ何をやったかだけにとどまらず、どのような効果があったかをうまく活動報告書に盛り込むべきである。団体としては、市に提出しているという意識だと思うが、市民に対して説明しているとの認識を持つことが必要である。金額が適正かどうかはもちろんだが、補助金以外の支援の仕方についても検討すべきである。団体をどうサポートすれば、団体の自立につながりつつ、目的を達成できるかを精査すべき。

(委員) 団体にとって本当に補助金が必要かどうか、事業について、どれだけ市が補助しないといけないかを検討すべき。

(委員) 少額だから不要だということにならないよう、効果や意義を見えるようにすることが、事業の充実や支援の広がりにもつながるのではないか。定額を出し続けることはやめるべき。

(委員) 本来の目的は、社会参加を促進することにあるので、補助金のあり方を見直すべき。

(委員) 市民から見ると、行政と社会福祉協議会との区別は難しいと思われる。そのため、行政と社会福祉協議会から二重で補助しているように見られるおそれがあり、その違いを説明できるよう事業を精査すべき。

⑦補助事業名称：福祉タクシー利用補助

開始年度：平成4年度

経過年数：25年

交付対象：住民基本台帳に記載されている重度障害者

<質疑応答>

(委員) 定期的に利用者へのアンケートや聞き取りを実施しているか。

→ (福祉課) 申請時に窓口で聞き取りを実施している。

→ (委員) その結果どういった声が聞かれたか。

→ (福祉課) 主に利用目的を聞き取りしており、通院や買い物に利用されているようだ。枚数については、利用者によってはまちまちである。

(委員) 全体の何パーセントが利用されているのか。

→ (福祉課) 利用率は53.5%である。

(委員) タクシー券を利用した不正はないか。

→ (福祉課) 顔写真付きの手帳とチケットを同時に運転手に見せる仕組みになっており、不正は聞いていない。

(委員) 利用者の増減に対する今後の見通しは。

→ (福祉課) 手帳所持者は年々増加しており、利用者も増加が見込まれる。

<委員のコメント>

(委員) 移動を保障することの必要性、仕組みも問題なさそうだ。ただし、今後は利用者の増加が見込まれる中、このままの補助のやり方でよいのか、給付の仕方や枚数、他の公共交通とのバランスも含めて検討すべき。

(委員) 利用者と利用枚数はそれぞれ半分程度ということもあり。多くの方が利用できるよう周知に努めてほしい。

(委員) バランスよく整備されている印象。周知を徹底し、対象者が平等に制度を利用できるよう配慮すべき。

(委員) 障害の部位や程度による利用状況を分析するとよいのではないか。

(委員) 定期的にアンケートを実施し、意向や利活用の状況を把握し、定量的に利用者の声を集める仕組みを検討すべき。

⑧補助事業名称：学校人権教育研究協議会補助

開始年度：昭和 51 年度

経過年数：41 年

交付対象：古賀市学校人権教育研究協議会

<質疑応答>

(委員) 毎年同額が支出されているが、金額の根拠は。

→ (学校教育課) 毎年同額程度で事業内容により積算している。

(委員) 全体の規模はどの程度なのか。

→ (学校教育課) 補助金会計と会費会計の 2 つがある。会費は一人当たり 1,800 円で、およそ 63 万円となる。

(委員) 予算から決算の間の変更についての協議はあったか。手続きはどうしているのか。

→ (学校教育課) 資料代として流用したもので、過大な変更とは判断しておらず、内部協議により承認した。

(委員) 補助対象事業ごとにどの程度行われたのか。

→ (学校教育課) 10 の部会で、部会ごとに 98 回の研究や啓発を行った。

(委員) 職員のうち加入されている人はどの程度いるのか。

→ (学校教育課) 小中学校は全員で、保育所や高等学校については、希望する者が加入している。

→ (委員) 小中学校の教員は全員加入ということは、強制加入なのか。

→ (学校教育課) 強制ではなく、教員の一人として人権感覚を学ぶ場であり、自主的な加入である。

(委員) 自主的な活動ということであれば、勤務中ではなく、勤務終了後や休みに活動されているということでしょうか。

→ (学校教育課) 休みに色々なところで研修がある。また、子どもたちが帰った後の教育課程外の時間を使って人権教育に向けた研修を行っている。

(委員) 補助金の項目ごとの用途はどういったものか。

→ (学校教育課) 研修会費は、部会の活動費、講師謝礼、全国規模の研究大会に必要な経費が含まれている。研修補助費では、県の大会の資料代などである。

<委員からのコメント>

(委員) 報告書が報告になっておらず、危機感を持っていただきたい。活動されているのが学校の先生であるため、教育現場の忙しさや先生の負担については一定の理解はできるので、活動の質を高めることを念頭にした事業の縮小を検討すべき。報告は、市や審査委員会が求めているから必要なのではない。税金を活用したのだから、どのように使って、どんな成果が出たのかを市民に説明するためのものである。成果を表すために、アンケートを実施し、勉強の前後で子どもがどのように変わったか状態評価すべき。

(委員) 事業の様子が分かるよう、時系列的な報告を求めるべき。資料がないと事業の評価はできない。

(委員) 学校の先生が、実際には仕事のための研修をプライベートの時間を削ってされている印象である。事業の重要性は理解できるが、補助金額の範囲でやりなさいという形になっていないか。先生たちにとって本当に必要で、自分たちがやりたいものになっているか疑問。今後も補助金として事業を継続するのであれば、根本的な見直しが必要。

(委員) 目的は素晴らしいことだと思うが、やりっぱなしになってしまっている印象。補助の内訳も分からなければ、成果も見えないので、きちんと説明できるようにすべき。

(委員) 学校教育課として、補助金という形で税金を投入してまで、先生に研修が必要だということであれば、先生の研修の中に組み込んで、教育の一環として実施するのがあるべき姿である。自主的に必要だと思うのであれば、活動資金は自ら調達すべきである。

⑨補助事業名称：部活動大会参加補助

開始年度：平成 12 年度

経過年数：17 年

交付対象：1. 筑前地区大会以下 大会等に参加する部活動の部員、
2. 福岡県大会以上 大会要項で規定する登録選手

<質疑応答>

(委員) 補助金から学校予算への変更を検討しているとはどういうことか。

→ (財政課) 29 年度では補助金として予算化されているが、30 年度は、費用弁償などでの予算化を検討しているようだ。査定前であり、決定されたわけではない。

→（学校教育課）担当課としては、補助金ではなく、学校予算として支出するほうがよいと判断した。

（委員）基本的に部活動と民間スポーツ団体のスポーツ振興とは、切り離されていると考えてよいのか。

→（財政課）部活動と民間スポーツ団体、部活動認定された民間スポーツ団体との間での不公平感があるのではないかと考えている。

→（委員）スポーツ振興の中で、部活動も民間活動も同じように位置づけられているのであれば、不公平感があってはならないと思うが、部活動ならではのものがあるということであれば、公平性の問題はないので、スポーツ振興担当課に確認する必要がある。

（委員）部活動認定された民間団体とはどういうものか。

→（学校教育課）例えば、民間のジムで水泳をやっている生徒が、所属する中学校で部活動として大会に参加するということである。

<委員からのコメント>

（委員）予算配分の問題はあると思うが、補助金ではなく、学校予算にする方向でよいと思う。学校予算の中でしっかり管理していただきたい。

（委員）目的が学校教育の一環であるとのことなので、民間団体との違いは気にしなくてよい。学校教育に位置づけされた活動であれば、当然市が出すべき。民間団体では、やりたいことをやっているのだから構わないのではないか。

（委員）部活動は、スポーツだけでなく学校教育の面があるので、補助ではなく、学校予算にしたほうがより用途が明確になってよいのではないか。学校設備や人員の不足、顧問に専門性がないなどから学校だけでは限界があり、外部のクラブチームに頼ることも増えてきているようなので、部活動認定についても一定の理解はできる。

（委員）滞在費が妥当かどうかや宿泊費の上限などの基準については、学校予算になっても検討が必要な部分があるので、留意すべき。

⑩補助事業名称：学校給食費補助

開始年度：平成 27 年度

経過年数：2 年

交付対象：義務教育諸学校に在籍する児童又は生徒 3 人以上を現に看護する保護者

<質疑応答>

（委員）市長の公約とのことだが、どういう経緯でこの仕組みになったのか。

→（財政課）全小中学生の給食費を無料にすることを念頭に置いた公約であったと認識している。財源などの問題から、実施できる範囲である第 3 子の 2 分の 1 からスタートし、28 年度には全額無料とした。

（委員）満足度についての所見は。

→（学校教育課）満足度については、市で取り組む子育て支援に関する問への回答であ

り、初年度の11%から2年目は14%となり、僅かだが増加した。アンケートを見ると、様々な子育てに関するニーズがある中で、給食費補助だけで満足度を測れるものではないと認識している。

(委員) この補助金の狙いは何か。

→ (学校教育課) 市の教育に関しては、保護者の経費を軽減する視点で取り組んでおり、給食費補助も市長公約の一環ではあるが、他には制服のリユースや学級費の抑制などにも努めている。

(委員) アンケートで、年齢が上がるにつれて負担も増えるとの不満が記載されている。その不満を解消するための手段はあるか。

→ (学校教育課) 所得制限はあるものの、高等学校に入学する際に必要な経費を賄うための支援金を支給している。

(委員) 世帯の年収は把握しているか。

→ (学校教育課) 給食費補助の対象者に特化した調査は実施していないが、就学援助を受けている世帯には多子世帯も多く、リンクする部分は多くあると思う。

<委員からのコメント>

(委員) 市長公約だからやらないわけにはいかないことは分かるが、補助額としては結構大きく、多様な家庭や子どもの状況がある中で、仕組みを作って一律に支援するやり方がよいかどうかを検討すべき。市民満足度があまり高くないことから、いつまでも補助を続けるのではなく、アンケートなどで効果を検証しながら、学校給食だけでなく、子育て世代のニーズにあわせてうまくバランスを取りつつ、他の部署とも協議して別の手段を検討する必要がある。

(委員) 市長公約だから補助するのではなく、子育て支援のために本当に必要なものを再検討すべき。

(委員) 給食費に対する負担感はそれほど大きくないような気がするが、市が様々な子育て支援策に取り組むことは重要であり、アンケートなどの情報を精査し、よりよい制度を模索していただきたい。

(委員) アンケートが実施され、分析されている点は評価できる。給食費補助の満足度を高めることで、市全体の子育て支援の充実につながるよう改善してほしい。

⑪補助事業名称：行政相談委員活動補助

開始年度：昭和58年度

経過年数：34年

交付対象：行政相談委員

<質疑応答>

(委員) 補助に対する活動報告書はあるのか。

→ (総務課) 資料には添付していないが、報告書はある。行政相談の内容が細かく記載さ

れているため、個人情報の問題もあり添付はできない。

(委員) 相談委員の費用弁償相当だと認識しているが、実績はいかがか。

→ (総務課) 28年度の実績として、月3回開催される相談会のうち、行政相談に関する相談回数が18回であった。

(委員) 交通費2,500円の根拠はあるか。

→ (総務課) 市の附属機関の委員に対する費用弁償が2,500円で規定されており、それに準じている。

(委員) 年間4万円だけでは、文具、書籍代等を含めると、実費に対して補助金が不足しているのではないか。

→ (総務課) 指摘どおりだが、費用弁償として支払うこと自体にも財政的にクリアしなければならない問題がある。

(委員) 行政相談員に対する補助は近隣の市町でも行われているのか。

→ (総務課) 補助をしていない団体もあるようだが、新宮町、福津市では同程度の補助を支出しているようだ。

(委員) 行政相談活動の現状について、活動に対する負担や補助金額の多寡をどう認識しているのか相談委員自身に尋ねたことはあるか。

→ (総務課) 補助金額について話したことはない。相談内容が多岐にわたっているため、負担感は増えている印象を受ける。

→ (委員) 補助金額もさることながら、委員と直接話す、活動を振り返る機会を持つべき。

<委員からのコメント>

(委員) 要綱に対象経費の規定がなく、見直しが必要。行政相談委員は無償でやるのが前提の中での補助であるので、金額が適正であるかどうかの判断は難しい。文具代等は必ずしも必要とはいえない。報告書がない状態では、判断できないので、補助金として支出している限りは、実際の相談の内容はなくとも、活動した内容に関する報告は必要だと思う。

(委員) 補助金額が適当ではないのではないか。相談委員の実際の活動に要する経費を基に積算すべき。

(委員) 規定の交通費と必要な協議会会費が補助金で賄えていないのは問題があるのではないか。実態を考慮して検討すべき。他の補助金とのアンバランスを感じる。ボランティアを強要するのではなく、必要などころには必要なものを配分しなければ補助金が不公平なものになってしまう。全体を通じた補助金に関する理念を整理すべき。

(委員) 行政に関する苦情や要望が増えているかどうかは分からないが、活動量に応じた補助が必要なのではないか。行政委員の活動支援のための必要な補助金のあり方を検討すべき。

○その他

(事務局) 審査結果のまとめについては、次回委員会の冒頭に実施させていただきたい。

(委員長) 審査結果の件は了承する。今後のスケジュールなどを確認して終了する。事務局より説明願う。

(事務局) 次回は、12月22日(金)に委員会を開催する予定である。平成29年度審査結果の検討、答申をいただけたらと思う。

(委員長) 以上をもって、平成29年度第6回補助金審査委員会を終了する。

以上